

資料 2

平成 21 年度第 1 回介護サービス事業者集団指導資料 (介護報酬算定上の留意点等について)

(介護予防) 訪問介護

(介護予防) 訪問入浴介護

(介護予防) 福祉用具貸与

特定(介護予防)福祉用具販売

平成 21 年 6 月 29 日(月)・午前の部

栃木県保健福祉部

宇都宮市保健福祉部

— 目 次 —

- 1) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 1
- 2) 平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 4
- 3) 平成21年4月改定関係Q&A (Vol.2) 17
- 4) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄) 20
- 5) 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について(平成21年4月10日老振発第0410001号) 22
- 6) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成21年4月21日老振発第0421001号) 26
- 7) 福祉用具・住宅改修に関するパンフレット(財団法人テクノエイド協会) 29

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
<p>第一・二 (略) 第三 介護サービス 一 訪問介護 1 人員に関する基準 (1) (略) (2) サービス提供責任者（居宅基準第五条第二項） 事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。</p> <p>① 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。 ② サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。 <u>イ</u> 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね四五〇時間又はその端数を増すごとに一人以上 <u>ロ</u> 当該事業所の訪問介護員等の数が一〇人又はその端数を増すごとに一人以上 従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、訪問介護員等一人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が四五〇時間を超えていても、訪問介護員等の人数が一〇人以下であれば、<u>ロ</u>の基準によりサービス提供責任者は一人で足りることとなる（具体的には、例えば、常勤職員四人で、そのサービス提供時間が合わせて三二〇時間、非常勤職員が六人で、そのサービス提供時間が合わせて二〇〇時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は五二〇時間となるが、<u>ロ</u>の基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる）。 なお、指定訪問介護事業者が、指定介護予防訪問介護事業者の</p>	<p>第一・二 (略) 第三 介護サービス 一 訪問介護 1 人員に関する基準 (1) (略) (2) サービス提供責任者（居宅基準第五条第二項） ① 事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。<u>なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</u> <u>イ</u> 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。 <u>ロ</u> サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。 <u>a</u> 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が四五〇時間又はその端数を増すごとに一人以上 <u>b</u> 当該事業所の訪問介護員等の数が一〇人又はその端数を増すごとに一人以上 従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、訪問介護員等一人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が四五〇時間を超えていても、訪問介護員等の人数が一〇人以下であれば、<u>b</u>の基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる（具体的には、例えば、常勤職員四人で、そのサービス提供時間が合わせて三二〇時間、非常勤職員が六人で、そのサービス提供時間が合わせて二〇〇時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は五二〇時間となるが、<u>b</u>の基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる）。 なお、指定訪問介護事業者が、指定介護予防訪問介護事業者の</p>

指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、第二の3の定めるところにより、これらの各事業の訪問介護員等の人数又はサービス提供時間を合算して計算することができるものとする。

③～⑤ (略)

(3) (略)

2～4 (略)

二 (略)

指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、第二の3の定めるところにより、これらの各事業の訪問介護員等の人数又はサービス提供時間を合算して計算することができるものとする。

② 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(三二時間を下回る場合は三二時間を基本とする。)の二分の一以上に達している者でなければならない。

イ ①のロのa又はbに基づき、一人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、訪問介護員等は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を四五〇で除して得られた数(小数第一位に切り上げた数)又は訪問介護員等の数を一〇で除して得られた数以上とする。

ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、①のロのa又はbに基づき算出されるサービス提供責任者数から一を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

ハ ①のロのa又はbに基づき、六人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法とする事業所については、①のロのa又はbに基づき算出されるサービス提供責任者の数に二を乗じて三で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表一又は二に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

③～⑤ (略)

(3) (略)

2～4 (略)

二 (略)

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

別表一

月間延べサービス提供時間	①の口のa又はbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
450時間以下	1	1
450時間超900時間以下	2	1
900時間超1,350時間以下	3	2
1,350時間超1,800時間以下	4	3
1,800時間超2,250時間以下	5	4
2,250時間超2,700時間以下	6	4
2,700時間超3,150時間以下	7	5
3,150時間超3,600時間以下	8	6
3,600時間超4,050時間以下	9	6
4,050時間超4,500時間以下	10	7
4,500時間超4,950時間以下	11	8
4,950時間超5,400時間以下	12	8
5,400時間超5,850時間以下	13	9
5,850時間超6,300時間以下	14	10
6,300時間超6,750時間以下	15	10
6,750時間超7,200時間以下	16	11

別表二

訪問介護員等の数	①の口のa又はbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
10人以下	1	1
11人以上20人以下	2	1
21人以上30人以下	3	2
31人以上40人以下	4	3
41人以上50人以下	5	4
51人以上60人以下	6	4
61人以上70人以下	7	5
71人以上80人以下	8	6
81人以上90人以下	9	6
91人以上100人以下	10	7
101人以上110人以下	11	8
111人以上120人以下	12	8
121人以上130人以下	13	9
131人以上140人以下	14	10
141人以上150人以下	15	10
151人以上160人以下	16	11

平成21年4月改定関係Q & A (Vol.1)

(問2) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて示されたい。

(答)

要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認すべきものであること。

(問3) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

(答)

訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

(問4) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

(答)

本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。

また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者

の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない（この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。）。

※本Q&Aの発出に伴い平成18年4月改定関係Q&A（V o l . 6）問1は削除する。

【参考】

平成18年4月改定関係Q&A（V o l . 6）

問1(1) 特定事業所加算の算定要件の一つである訪問介護事業者が実施する健康診断の取扱いはどうなるのか。

(2) 上記の健康診断をパート従業員が自己の希望により自己負担で保健所等において受診した場合や定期的を受診する場合の取扱いはどうなるのか。

答(1) 特定事業所加算の算定要件の一つである健康診断は、訪問介護事業者が実施する健康診断は労働安全衛生法と同等の定期健康診断である。したがって、当該健康診断については、労働安全衛生法により定期的を実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、訪問介護事業者が少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施した場合に特定事業所加算の対象となる。

(2) なお、従業員が事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受診することを希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出した場合は、健康診断を受診したものとして取り扱って差し支えない。この取扱いについても労働安全衛生法と同様である。

○ サービス提供体制強化加算

（問5）同一法人内であれば、異なるサービスの事業所（施設）における勤続年数や異なる業種（直接処遇職種）における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。
また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

（答）

同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができ

る。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。

ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。

(問6) 産休や病欠している期間は含めないとするのか。

(答)

産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。

(問7) EPAで研修に来ている者も当該加算の対象に含まれるのか。

(答)

人員配置基準においても含めていないことから、当該加算においても対象として含まない。

(問10) 「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。

(答)

サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。

「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」

具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。

○ 特別地域加算等

(問 1 1) 特別地域加算 (15%) と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算 (5%)、又は、中山間地域等における小規模事業所加算 (10%) と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算 (5%) を同時に算定することは可能か。

(答)

特別地域加算対象地域又は中山間地域等における小規模事業所加算対象地域にある事業所が通常の実施地域を越えて別の中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供する場合には、算定可能である。

(問 1 2) 小規模事業所の基準である延訪問回数等には、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費の訪問介護等の回数も含めるのか。

(答)

含めない。

(問 1 3) 月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の実施地域内からそれ以外の地域 (又はその逆) に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。

(答)

該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。

※ 介護予防については、転居等により事業所を変更する場合には、日割り計算となることから、それに合わせて当該加算の算定を行うものとする。

【訪問介護】

(特定事業所加算については、「〇 特定事業所加算 (訪問介護)・サービス提供体制強化加算 共通」も参照のこと)

(問20) 計画上の所要時間と訪問介護を実際に提供した時間が異なっても、訪問介護計画に明記された所要時間により所定単位数を算定するの
か。

(答)

訪問介護の所要時間については、従前より「訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間」としているところである。また、運営基準第24条において、訪問介護計画には、提供するサービスの具体的内容、所要時間及び日程等を明らかにすることとされている。

したがって、訪問介護を実際に提供した時間が、訪問介護計画に明記された所要時間を超えた又は下回った場合であっても、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を適切に行った場合、訪問介護計画に明記された所要時間により、所定単位数を算定することとなる。

なお、訪問介護計画については、事前にサービス提供責任者がその内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。

また、訪問介護計画に明記された所要時間と訪問介護を実際に提供した時間が著しく又は恒常的に乖離する場合等は、再度、利用者に十分な説明を行うとともに、介護支援専門員と調整の上、必要に応じ訪問介護計画の見直しを図ること。

(問21) 訪問介護計画に位置づけられる具体的なサービス内容とは何を指
すか。

(答)

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成12年3月17日老計第10号)を参照されたい。

なお、同通知の別紙1の1-0(サービス準備・記録等)及び2-0(サービス準備等)の時間は、所要時間に含まれるものである。

(問22) 利用者の当日の状況が変化した場合であっても、所要時間の変更
は、計画に位置づけられた時間であるため、変更はできないのか。

(答)

例えば、訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、当日の利用者の状態変化により、清拭を提供した場合や訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、全身浴に加えて排泄介助を行った場合等において、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める(事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。)範囲において、所要時間の変更は可能である。なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービ

ス計画は、必要な変更を行うこと。

(問23) 身体介護について、「特別な事情により複数の利用者に対して行う場合は、1回の身体介護の所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間が(4)にいう要件を満たすこと。」とあるが、この場合も、平成12年老企第36号通知第二2(4)②のただし書に規定された「夜間、深夜、早朝の時間帯に提供する指定訪問介護についてはこの限りでない。」の適用はあるか。

(答)

(4)②のただし書は、通常の1対1のサービス提供時に適用されるものであり、1人の訪問介護員等が複数の利用者に対し同時にサービス提供を行う場合は、(4)②のただし書は適用されない。

したがって、問のケースにおいて、全体の所要時間を1回の利用者の人数で除した結果が20分未満となる場合は、夜間、深夜、早朝の時間帯に提供した場合であっても、訪問介護費の算定はできない。なお、具体的な内容については、介護報酬にかかるQ&A(平成15年4月版)(V.1.1)Q1を参照されたい。

(問24) 「概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算する」とあるが、概ね2時間未満の間隔とは、いつの時点からいつの時点までを指すのか。

(答)

居宅サービス計画上のサービスの終了時から次のサービスの開始時をいうものとする。

また、当該規定は「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定する場合には適用されない。

※本Q&Aの発出に伴い介護報酬にかかるQ&A(平成15年4月版)(V.1.1)Q11は削除する。なお、Q12及び13については今後とも同様の取扱いをされたい。

【参考】

介護報酬にかかるQ&A(平成15年4月版)(V.1.1)

Q11 「訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。」とされているが、その具体的な内容について

A11 今回の改正は、1日に複数回の短時間の訪問をすることにより、在宅介護のサービス提供体制を強化することを目的としており、在宅の要介護者等の生活パターンに合わせて訪問介護を行うものである。よって、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切でなく、訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とすると規定した。

利用者の事情により、短時間の間隔で複数回の訪問を行う場合は、それぞれの訪問介護

の所要時間を合計して1回の訪問介護として算定できる。

なお、当該規定は通常の「身体介護中心型」や「生活援助中心型」に適用され、「通院等のための乗車又は降車の介助」に適用されない。

(例) (略)

(問25) 3級ヘルパーによる訪問介護費算定の経過措置について、3月31日に現に在籍していた事業所以外の同一法人の事業所での勤務は認められないか。

(答)

3級ヘルパーに対する通知については、原則として事業所ごとに行うことが必要であるが、同一法人内の複数(訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護のサービス別事業所の場合を含む。)の事業所で従事している者に対しては、事業者名で通知を一括して行うことは差し支えない。この場合、事業所ごとに当該通知の写し等を保管しておくことが必要である。

なお、事業者名で通知をした場合に限り、平成22年3月31日までの間は、同一法人内の他の事業所での勤務も可能である。

(問26) 特定事業所加算は要件が見直されたが、現に加算を取得していた事業所に対する経過措置はないのか。

(答)

今回の改定で、特定事業所加算の要件が変更になったため、現に加算を取得している事業所についても、平成21年4月以降も継続して加算を算定する場合については、新たに届出(変更)が必要となる。

なお、現に特定事業所加算を取得している事業所について、要件の見直しにより、当該加算の算定ができなくなることはないよう、次の経過措置を設けるものとする。

① 現に特定事業所加算(I)を算定している事業所

次のイ又はロにおける、人材要件の「訪問介護員等要件」は、算定日の属する月の前月の割合で判定しても差し支えない。

イ 平成21年2月より算定(1月に届出)している事業所については、平成21年4月の算定分

ロ 平成21年3月より算定(2月に届出)している事業所については、平成21年4月及び5月の算定分

② 特定事業所加算を現に算定しているすべての事業所

体制要件の「緊急時における対応の明示」については、平成21年4月末までに行うことを予定していることをもって、要件を満たすこととする。この場合、当該明示が平成21年4月末までに行うことができなかった場合には、平成21年5月分の特定事業所加算は算定できない。

(問27) 特定事業所加算の届出における留意事項を示されたい。

(答)

特定事業所加算における届出については、次のとおりの取扱いとする。

- ① 訪問介護員等要件を満たすと届出を行い、特定事業所加算(Ⅱ)を算定している事業所が、当該要件を満たさなくなったが、サービス提供責任者要件は満たす場合→要届出(変更)
- ② 訪問介護員等要件及びサービス提供責任者要件をともに満たすと届出を行い、特定事業所加算(Ⅱ)を算定している事業所が、一方の要件のみを満たさなくなった場合→要届出(変更)
- ③ 訪問介護員等要件又は重度要介護者等対応要件を前年度実績により届出を行い、特定事業所加算を算定している事業所が、翌年度に当該要件を満たさなくなったが、前三月実績は満たす場合→要届出(変更)

(問28) 特定事業所加算における人材要件のうち、「サービス提供責任者要件」を月の途中で満たさなくなった場合、加算の算定ができなくなるのは、その当日からか。それとも、その翌月の初日からか。

(答)

翌月の初日からとする。

なお、前月の末日時点でサービス提供責任者要件を満たしていて、その翌月(以下、「当該月」という。)の途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の末日にその状態が解消した場合に限り、加算要件は中断しないものとする。ただし、当該月に人員基準を満たさなくなった場合はこの限りでない。

(問29) 特定事業所加算における「重度要介護者等対応要件」における割合の算出において、利用回数によることは可能か。

(答)

重度要介護者等対応要件の利用者の割合については、利用実人員を用いて算定するものとされているが、要介護4・5の者及び認知症自立度Ⅲ以上の者に対し、頻回に対応しているか否かの実態についても踏まえる観点から、利用回数を用いて算定することも差し支えない。

例えば、下記のような場合、前三月の平均値は次のように計算する(前年度の平均値の計算についても同様である。)

	状態像		利用実績			
	要介護度	認知症自立度	1月	2月	3月	
1	利用者Aさん	要介護1	—	2回	1回	2回
②	利用者Bさん	要介護1	Ⅲ	4回	0回	4回
3	利用者Cさん	要介護2	—	4回	3回	4回
4	利用者Dさん	要介護2	—	6回	6回	4回
5	利用者Eさん	要介護2	—	6回	5回	6回
⑥	利用者Fさん	要介護3	Ⅲ	8回	6回	6回
7	利用者Gさん	要介護3	—	10回	5回	10回
⑧	利用者Hさん	要介護4	Ⅲ	12回	10回	12回
⑨	利用者Iさん	要介護5	Ⅱ	12回	12回	12回
⑩	利用者Jさん	要介護5	M	15回	15回	15回
重度要介護者等合計				51回	43回	49回
合計				79回	63回	75回

(注1) 一体的運営を行っている場合の介護予防訪問介護の利用者に関しては計算には含めない。

(注2) 例えば、利用者HさんやJさんのように、要介護度4以上かつ認知症自立度Ⅲ以上の者も「1人」又は「1回」と計算し、重複計上はしない。

① 利用者の実人数による計算

・総数（利用者Bさんは2月の利用実績なし）

10人（1月）＋9人（2月）＋10人（3月）＝29人

・重度要介護者等人数（該当者B、F、H、I、Jさん）

5人（1月）＋4人（2月）＋5人（3月）＝14人

したがって、割合は14人÷29人≒48.3%≥20%

② 利用回数による計算

・総訪問回数

79回（1月）＋63回（2月）＋75回（3月）＝219回

・重度要介護者等に対する訪問回数（該当者B、F、H、I、Jさん）

51回（1月）＋43回（2月）＋49回（3月）＝143回

したがって、割合は143回÷219回≒57.4%≥20%

なお、上記の例は、人数・回数の要件をともに満たす場合であるが、実際には①か②のいずれかの率を満たせば要件を満たす。

また、当該割合については、特定の月の割合が20%を下回ったとしても、前年度又は前三月の平均が20%以上であれば、要件を満たす。

※本Q&Aの発出に伴い平成18年4月改定関係Q&A（V○I. 7）問1及び問3は削除する。

【参考】

平成18年4月改定関係Q&A（V○I. 7）

問1 重度対応要件のうち「利用実人員」の総数に占める要介護4又は要介護5の者の数の割合が20%以上」の具体的な算定方法如何。

答 訪問介護に関する特定事業所加算の算定要件の1つである「重度対応要件」については、要介護4及び5のいわゆる重度者の占める割合が2割以上であることとされているが、その算定方法については、重度者に対し頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、利用回数も勘案して計算することとする。

したがって、例えば下記表のような利用状況の訪問介護事業者の場合、重度者の割合の計算方法は、次のとおりとなる。

$$\cdot 28 \text{回} \div 98 \text{回} = 0.2857 \dots \approx 28.6\%$$

[表] (略)

問3 訪問介護事業所における特定事業所加算の「重度対応要件」の算定について、3月平均で2割を超えていけばよいのか。

答 要介護4及び5の重度者の占める割合が2割以上である必要があるが、その基準については3ヶ月平均の利用実績により計算することとしている。したがって、仮に特定の月について2割を下回ったとしても、3ヶ月平均で計算して2割を超えていけば差し支えない。

なお、この要件については、申請にかかる月の直前3ヶ月についてだけでなく、加算を取得している期間中は常に3ヶ月平均で2割以上を維持することが必要となる。

(問30) 緊急時訪問介護加算の算定時における訪問介護の所要時間の決定について

(答)

要請内容から想定される、具体的なサービス内容にかかる標準的な時間とする。したがって、要請内容については適切に把握しておくこと。

また、本加算の特性上、要請内容からは想定できない事態の発生も想定されることから、現場の状況を介護支援専門員に報告した上で、介護支援専門員が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要と判断(事後の判断を含む。)した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた標準的な時間(現に要した時間ではないことに留意すること。)とすることも可能である。

なお、緊急時訪問介護加算の算定時は、前後の訪問介護との間隔は概ね2時間未満であっても所要時間を合算する必要はなく、所要時間が20分未満であっても身体介護30分未満の単位の算定は可能であるが、通常の訪問介護費の算定時と同様、訪問介護の内容が安否確認・健康チェック等の場合は、訪問介護費の算定対象とならないことに留意すること。

(問31) 緊急時訪問介護加算の算定時において、訪問介護計画及び居宅サービス計画の修正は必要か。

(答)

緊急時訪問介護加算の算定時における事務処理については、次の取扱いとすること。

- ① 指定訪問介護事業所における事務処理
 - ・訪問介護計画は必要な修正を行うこと。
 - ・居宅サービス基準第19条に基づき、必要な記録を行うこと。
- ② 指定居宅介護支援における事務処理
 - ・居宅サービス計画の変更を行うこと（すべての様式を変更する必要はなく、サービス利用票の変更等、最小限の修正で差し支えない。）

（問32）ヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際等の要請に対する緊急対応等について、緊急時訪問介護加算の対象とはなるか。

（答）

この場合は、緊急時訪問介護加算の対象とはならない。

（問33）初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。

（答）

初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは歴月（月の初日から月の末日まで）によるものとする。

したがって、例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。

また、次の点にも留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと（介護予防訪問介護費の算定時においても同様である。）。

（問34）緊急時訪問介護加算及び初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か。

（答）

緊急時訪問介護加算及び初回加算はいずれも、それぞれの要件に合致する指定訪問介護を行った場合に、当然に算定されるものである。

したがって、その都度、利用者からの同意を必要とするものではないが、居宅サービス基準第8条に基づき、事前にそれぞれの加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておく必要がある。

（問35）常勤換算方法による場合の、サービス提供責任者の配置基準について、具体的に示されたい。

（答）

次のとおり計算例を示すので参考とされたい。

(例1) 常勤のサービス提供責任者を2人～5人配置すべき事業所

(サービス提供時間500時間・ヘルパー数25人の場合)

① 常勤換算方法によらない場合、常勤のサービス提供責任者が2人必要

② 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者の員数

$$= 500 \div 450 = 1.11 \dots \approx 1.2 \text{ (少数第1位に切り上げ)}$$

③ 常勤のサービス提供責任者の必要員数 (通知②口該当)

$$= 2人 - 1人 = 2人 - 1人 = 1人$$

④ 非常勤のサービス提供責任者の必要員数

$$= ② - ③ = 1.2 - 1人 = 0.2$$

③及び④により、配置すべき最低員数は、常勤のサービス提供責任者が1人、非常勤のサービス提供責任者が常勤換算方法で0.5 (非常勤のサービス提供責任者は、常勤換算方法で必ず0.5以上となるため。詳しくは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービスに関する基準について」(平成11年老企25号)第3-1(2)②を参照されたい。)となる。

(例2) 常勤のサービス提供責任者を6人以上配置すべき事業所

(サービス提供時間3,000時間・ヘルパー数100人の場合)

① 常勤換算方法によらない場合、常勤のサービス提供責任者が7人必要

② 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者の員数

$$= 3,000 \div 450 = 6.66 \dots \approx 6.7 \text{ (少数第1位に切り上げ)}$$

③ 常勤のサービス提供責任者の必要員数 (通知②ハ該当)

$$= ① \times 2 \div 3 = 7人 \times 2 \div 3 = 4.66 \dots \approx 5人 \text{ (1の位に切り上げ)}$$

④ 非常勤のサービス提供責任者の必要員数

$$= ② - ③ = 6.7 - 5人 = 1.7$$

③及び④により、配置すべき最低員数は、常勤のサービス提供責任者が5人、非常勤のサービス提供責任者が常勤換算方法で1.7となる。

この場合、非常勤のサービス提供責任者の必要員数1.7を満たすには、非常勤のサービス提供責任者は常勤換算で0.5以上の者でなければならないことを踏まえ、例えば、常勤換算0.5の職員を4人配置する、常勤換算0.8の職員と常勤換算0.9の職員の2人を配置するなど、どのような配置方法でも良く、その実人数は問わないものとする(例1のケースで0.6～1.0の非常勤職員を配置する場合も同様である。)

(問36) 最低基準を上回る員数のサービス提供責任者を配置しようとする場合、非常勤の訪問介護員を置くことはできるか

(答)

可能である。ただし、この場合の非常勤のサービス提供責任者についても、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。

【削除】

- 1 介護報酬にかかるQ&A（平成15年4月版）（V○I. 1）Q10を削除する。
- 2 平成18年4月改定関係Q&A（V○I. 7）問2を削除する。

【参考】

介護報酬にかかるQ&A（平成15年4月版）（V○I. 1）

Q10 「所要時間30分未満の身体介護中心型を算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。」とされているが、その具体的な内容について

A10 これは、所要時間30分未満の身体介護中心型のサービス提供に要する時間の下限が明確に規定されていないが、例えば、訪問介護事業所を併設した高齢者向け集合住宅における訪問介護の利用実態を踏まえ、単なる本人の安否確認や健康チェック、声かけなどごく短時間のサービス提供は所要時間30分未満の身体介護中心型として算定できないことを規定している。

深夜帯を含め24時間対応するいわゆる巡回型の訪問介護のサービス内容については、一般的には、身体介護を中心とした介護として所要時間30分未満の身体介護中心型を算定できる。

平成18年4月改定関係Q&A（V○I. 7）

問2 訪問介護事業所に係る特定事業所加算の「人材要件」のうち、「すべてのサービス提供責任者について、5年以上の実務経験を有する介護福祉士であること」との要件については、介護福祉士資格を取得する前の介護の経験を含むものとして取扱ってよいか。

答 特定事業所加算の人材要件の1つとして、「指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が5年以上の実務経験を有する介護福祉士であること」との要件については、在宅や施設を問わず、「介護業務に従事した期間」を意味するものであり、介護福祉士資格を取得した後の実務経験を求めているものではない。

したがって、介護福祉士資格を取得する前の介護の経験を含むものとして差し支えない。

平成21年4月改定関係Q & A (Vol.2)

【訪問介護】

○ サービス提供責任者の配置基準

(問11) 非常勤のサービス提供責任者が、指定訪問介護事業所において勤務する時間以外に、他の事業所で勤務することは差し支えないか。

(答)

差し支えない。

例えば、所定労働時間が40時間と定められている指定訪問介護事業所において、30時間勤務することとされている非常勤の訪問介護員等を、(常勤換算0.75の) サービス提供責任者とする場合、当該30時間については、指定訪問介護事業所の職務に専ら従事する必要があるため、他の事業の職務に従事することはできないが、それ以外の時間について、他の事業(介護保険法における事業に限らない。)の職務に従事することは可能である。

○ 特定事業所加算

(問12) 特定事業所加算の人材要件のうちの訪問介護員等要件において、指定訪問介護事業所が障害者自立支援法における指定居宅介護等を併せて行っている場合の取扱いについて

(答)

人材要件のうち訪問介護員等要件における職員の割合の算出にあたっては、介護保険法におけるサービスに従事した時間により算出された常勤換算の結果を用いるものとする。したがって、障害者自立支援法における指定居宅介護等に従事した時間は含めない。

(問13) 次のような場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について

- ・ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定している事業所が、人材要件のいずれか一方若しくは双方又は重度要介護者等対応要件を満たさなくなった場合
- ・ 特定事業所加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していた場合に、一方の要件を満たさなくなったが、もう一方の要件を満たす場合

(答)

特定事業所加算については、月の15日以前に届出を行った場合には届出日の翌月から、16日以後に届出を行った場合には届出日の翌々月から算定

することとなる。この取扱いについては特定事業所加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していた事業所が（Ⅰ）を算定しようとする場合の取扱いも同様である（届出は変更でよい）。

また、特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなったその月から加算の算定はできない取扱いとなっている。

ただし、特定事業所加算（Ⅰ）を算定していた事業所であって、例えば重度要介護者等対応要件のみを満たさなくなる場合は、（Ⅰ）の廃止後（Ⅱ）を新規で届け出る必要はなく、（Ⅰ）から（Ⅱ）への変更の届出を行うことで足りるものとし、届出日と関わりなく、（Ⅰ）の算定ができなくなった月から（Ⅱ）の算定を可能であることとする（下図参照）。この場合、居宅介護支援事業者への周知や国保連合会のデータ処理期間の関係もあるため速やかに当該届出を行うこと。この取扱いについては、例えば（Ⅲ）を算定していた事業所が、重度要介護者等対応要件を満たさなくなったが、人材要件のいずれかを満たすことから、（Ⅲ）の算定ができなくなった月から（Ⅱ）を算定しようとする場合も同様とする。

特定事業所加算（Ⅰ）を取得していた事業所において、重度要介護者等要件が変動した場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定できる加算		(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	
← 20%以上 →											
← 20%以上 →											
← 20%以上 →											
← 20%未満 →						変更 Ⅰ→Ⅱ					
← 20%以上 →							変更 Ⅱ→Ⅰ				
← 20%以上 →											

} 重度要介護者等割合

- ① 7～9月の実績の平均が20%を下回るケース・・・10月は要件を満たさない。
このため10月は（Ⅰ）の算定はできないため、速やかに（Ⅱ）への変更届を行う。
- ② ①の後、8～10月の実績の平均が20%を上回るケース・・・11月は（Ⅰ）の算定要件を満たした状態となるが、（Ⅰ）の算定開始日は届出後となるため、変更届を11月15日までに行えば、12月から（Ⅰ）の算定が可能となる。

○ 緊急時訪問介護加算

(問 1 4) 緊急時訪問介護加算の算定時に身体介護に引き続き生活援助を行った場合の報酬の算定について。

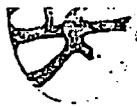
(答)

緊急時訪問介護加算は、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない身体介護中心型の指定訪問介護を、利用者の要請があつてから24時間以内に提供した場合に算定される加算である。この場合においても、基本単位やその他の加算の取扱いについては、居宅サービス計画に従つて提供される場合と同様である。

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)
 (傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(別 添) 第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1)～(5) (略) (6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 (7)～(11) (略) (12) 移動用リフト (つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり (つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスタで床を移動し</u>、目的の場所に人を移動させるもの。 ②③ (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1) (略) (2) 特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。 (3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑥ (略)</p>	<p>(別 添) 第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1)～(5) (略) (6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、<u>仰臥位から側臥位又は座位へ</u>の体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 (7)～(11) (略) (12) 移動用リフト (つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり (つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスタ等で床又は階段等を移動し</u>、目的の場所に人を移動させるもの。 ②③ (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1) (略) (2) 特殊尿器 <u>尿又は便</u>が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。 (3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑥ (略)</p>

<p>3 (略) 第二 (略)</p>	<p>⑦ <u>入浴用介助ベルト</u> <u>身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に</u> <u>介助することができるものに限る。</u></p> <p>3 (略) 第二 (略)</p>
-------------------------	---



老振発第 0410001 号
平成 21 年 4 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について

今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件」（平成 21 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 84 号）が公布されたこと及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号。以下「解釈通知」という。）の一部改正が行われたこと並びに平成 20 年 10 月 8 日及び 21 日に開催された「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」（以下「検討会」という。）における議論を踏まえ、福祉用具等の範囲についても整理を行ったことに伴い、本年 4 月 1 日から取扱いが変更される点及び留意事項等は別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

(別添)

第1 改正に伴う変更点及び留意事項等について

1 体位変換器

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号。以下「貸与告示」という。)第6項に掲げる「体位変換器」については、解釈通知において、仰臥位から側臥位への体位の変換を行うことができるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知の改正により、仰臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含めることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。

2 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の床走行式については、解釈通知において、「床を移動し」としていたことから、水平方向、上下方向に移動するもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知を「床又は階段等を移動し」と改正したことにより、階段等の斜め方向に移動できるもの(以下「階段移動用リフト」という。)を給付対象に含めることとしたものである。ただし、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等(以下「利用者の家族等」という。)によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。

- (1) 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。
- (2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。
- (3) 福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合にあつては、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。
- (4) 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情

報の提供を行うこと。

なお、車いすに装着等することにより一体的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。

3 特殊尿器

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第94号。以下「販売告示」という。）第2項に掲げる「特殊尿器」については、解釈通知において、尿が自動的に吸引されるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、便が自動的に吸引されるものについても給付対象に含めることとしたものである。

また、便が自動的に吸引されるものは、衛生性が確保されたものを使用するよう留意が必要である。

なお、便が自動的に吸引されるものについては、利用者が継続して使用し続けることで、かえって利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営めなくなる場合や、廃用症候群が生じる場合も想定される。このため、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費を算定できる場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）が必要と判断される者であること

次の①のア、イのいずれか又は②のア、イのいずれかに該当する者とする。

① 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合

ア 「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生省告示第91号）別表第一の調査票（以下「調査票」という。）のうち調査項目「2-1 移乗」及び「2-6 排便」の直近の結果を用い「全介助」である者

利用者の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認できる部分並びに基本調査の回答で当該利用者の状態像の確認が必要な部分）の内容が確認できる文書で判断すること。

イ 医師の医学的な所見及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき、当該福祉用具が必要と判断された者

介護支援専門員等は、医師に対し、当該福祉用具の使用の必要性について、意見を求めることとする。

なお、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書によるもののほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見でも差し支えない。

② 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けていない場合

ア ①のアに同じ

イ 医師の医学的な所見に基づき、当該特殊尿器の使用が必要であると判断された者

当該医師の医学的な所見については、主治医意見書又は医師の診断書

とする。

(2) 市町村が当該福祉用具の必要性を確認できる場合であること

利用者は、(1)に掲げるいずれかの書面を介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)第71条第1項及び第90条第1項に掲げる申請書に添付しなければならない。

4 入浴補助用具

販売告示第三項に掲げる「入浴補助用具」については、入浴に際しての補助を行えるものを対象としているところであるが、今般、身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができる入浴用介助ベルトについても給付対象に含めることとしたものである。

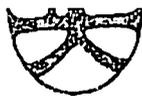
第2 保険給付の対象となる福祉用具等の範囲の整理について

1 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」については、解釈通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。

2 引き戸等への扉の取替え

「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」(平成11年3月31日厚生省告示第95号)第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」については、従来、扉位置の変更等を含め扉の取替えとしてきたところであるが、検討会での議論を踏まえ、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象であることと整理したものである。



老振発第 0421001 号
平成 21 年 4 月 21 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 21 年 3 月 6 日老計発第 0306001 号、老振発第 0306001 号、老老発第 0306002 号）」にて通知したところであるが、「要介護認定等基準時間の推計の方法（平成 12 年厚生省告示第 91 号）」が平成 21 年 3 月 31 日に一部改正されたことに伴い、別添のとおり標記通知の一部を改正し、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

改正後			改正前		
表			表		
対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果	対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 -	ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査2-5 「3. できない」 -
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」	イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-2 「3. できない」 基本調査2-1 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-1 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-	エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査6-3 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査6-4 「1. 介護者の指示が通じる」以外 又は 基本調査6-5 (ア～カ) のい

	(二) 移動において全介助を必要としない者	<u>15の</u> <u>いずれか「1. ない」以外</u> <u>その他、主治医意見書において、</u> <u>認知症の症状がある旨が記載さ</u> <u>れている場合も含む。</u>			<u>れか「2. できない」</u> <u>又は</u> <u>基本調査7 (ア～テ) のいずれか</u> <u>「1. ない」以外</u>
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外 基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -	オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査2-7 「4. 全介助」以外 基本調査3-1 「3. できない」 基本調査2-6 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -

TAIS登録済みの主な階段移動用リフト
(リフトアップ式、クローラー式)



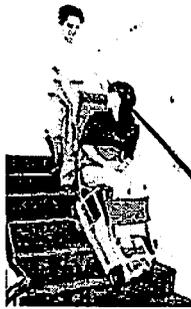
ナプテスコ(株)
TEL:078-413-2724



(株)アルパジャパン
TEL:03-5619-7251



(株)TSテクノロジー
TEL:075-381-7471



(株)サンワ
TEL:04-2954-6611

福祉用具と事業者のつながり

今回、制度に導入された階段移動用リフトやこれまで制度化されていた車いす付備品としての階段昇降機については、操作者に対する操作講習が義務付けられました。それに対応し、(財)テクノエイド協会では、メーカー等と協力し、福祉用具貸与事業者向けの「可搬型階段昇降機安全指導員研修会」を開始します。研修受講の方は上記企業または当協会へお問い合わせ下さい。

可搬型階段昇降機安全指導員 (財)テクノエイド協会認定

機種別研修

実技
(4時間程度)
企業実地型
(関東・関西)



実技
(4時間程度)
介護実習・普及
センター等計画型(全国)

メーカー研修
2009年3月31日
迄にメーカー等が
貸与事業者に対し
実施した操作訓練

基礎研修

座学・試験
(4時間)
介護実習・普及センター等
実地型(全国)

予備研修
(+4時間)
車いす・移乗介助を安全かつ
適切に行えない方のための補講

※平成20年9月末迄は研修移行期間のため、「機種別研修」のみの受講で「可搬型階段昇降機」の貸与は可能です。
(なお、「基礎研修」は9月末～9月末迄に全国9ヶ所で開催予定です。)

財団法人テクノエイド協会

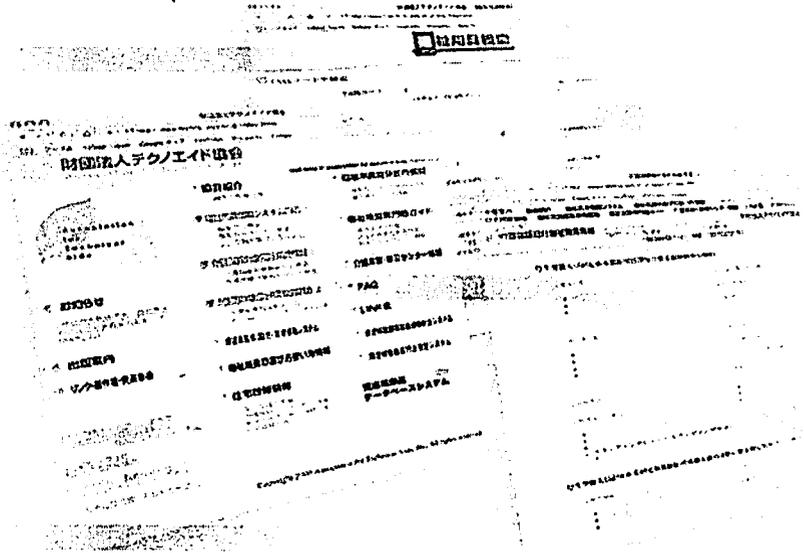
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階 TEL:03-3266-6884 FAX:03-3266-6885



<http://www.techno-aids.or.jp/>

2009年
4月(土)

介護保険制度対象の
福祉用具・住宅改修に、
新たな品目が追加!



財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATAI)

介護保険制度対象の福祉用具・住宅改修に、新たな品目が追加されます!

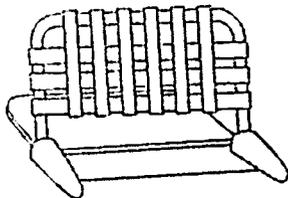
階段移動用リフトの操作には、 レンタル事業者が行う 講習を受けなければなりません。

今回、福祉用具5品目、住宅改修1種類の追加・変更がありました。その中の「階段移動用リフト」は、階段で外出を妨げられている方にとって、外出の機会を担保し、介助者の腰痛予防として優れた福祉用具です。ただし、操作を誤ると事故につながる可能性があるため、操作者の講習が義務付けられました。講習はレンタル事業者が行いますが、受講するには年齢等の条件があります。

福祉用具(貸与)

体位変換器

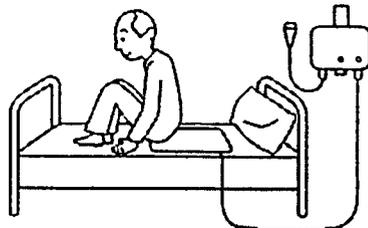
「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の交換を容易に行うことができるものをいいます。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれます。



足さきがり補助装置

認知症老人徘徊感知機器

「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいいます。



床センサー

階段移動用リフト

移動用リフト(つり具の部分を除く。)

昇床走行式

「昇床走行式移動用リフト」とは、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスト等で床又は階段等を移動し、目的地に人を移動させるものです。

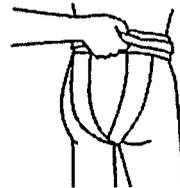
全ての昇床移動用リフトには、▲のマークが貼付されています。



福祉用具(販売)

入浴補助用具

風呂用介助ベルト
「風呂用介助ベルト」とは、身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助することができ、ものに限りません。

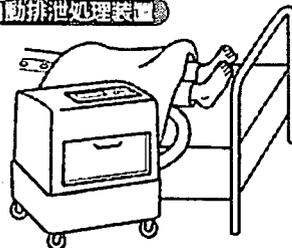


風呂用介助ベルト

特殊尿器

「特殊尿器」とは、尿又は便が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるものです。

自動排泄処理装置



住宅改修

引き戸等への扉の取替え

「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。なお、「引き戸等への新設」は、これまで認められていた扉位置の変更等に比べ、費用が低減に抑えられる場合に限り給付対象となります。



引き戸等の新設

福祉用具(貸与)の種類

車いす	床ずれ防止用具	歩行器
車いす付属品	体位変換器 足さきがり補助装置	歩行補助つえ
特殊寝台	手すり	認知症老人徘徊感知機器 床センサー
特殊寝台付風呂	スロープ	移動用リフト(つり具の部分を除く。) 昇床移動用リフト

福祉用具(購入)の種類

履掛便座	簡易浴槽	手すりの取付け	引き戸等への扉の取替え 引き戸等の新設
特殊尿器 自動排泄処理装置	入浴補助用具 風呂用介助ベルト	段差の解消	洋式便器等への 便器の取替え
移動用リフトのつり具の部分		滑りの防止及び移動の円滑化等の ための床又は通路面の材料の変更	その他付帯して 必要となる住宅改修